

地方独立行政法人市立大津市民病院 第3期中期目標の策定などについて

健康保険部保健所地域医療政策課
令和6年6月24日

目 次

- | | |
|--|---------|
| 1 市と市民病院、市議会のかかわり | スライド 03 |
| 2 中期目標の策定について | スライド 04 |
| 3 中期計画の認可について | スライド 07 |
| 4 第3期中期目標策定、
第3期中期計画の認可にかかる
令和6年度のスケジュール | スライド 10 |

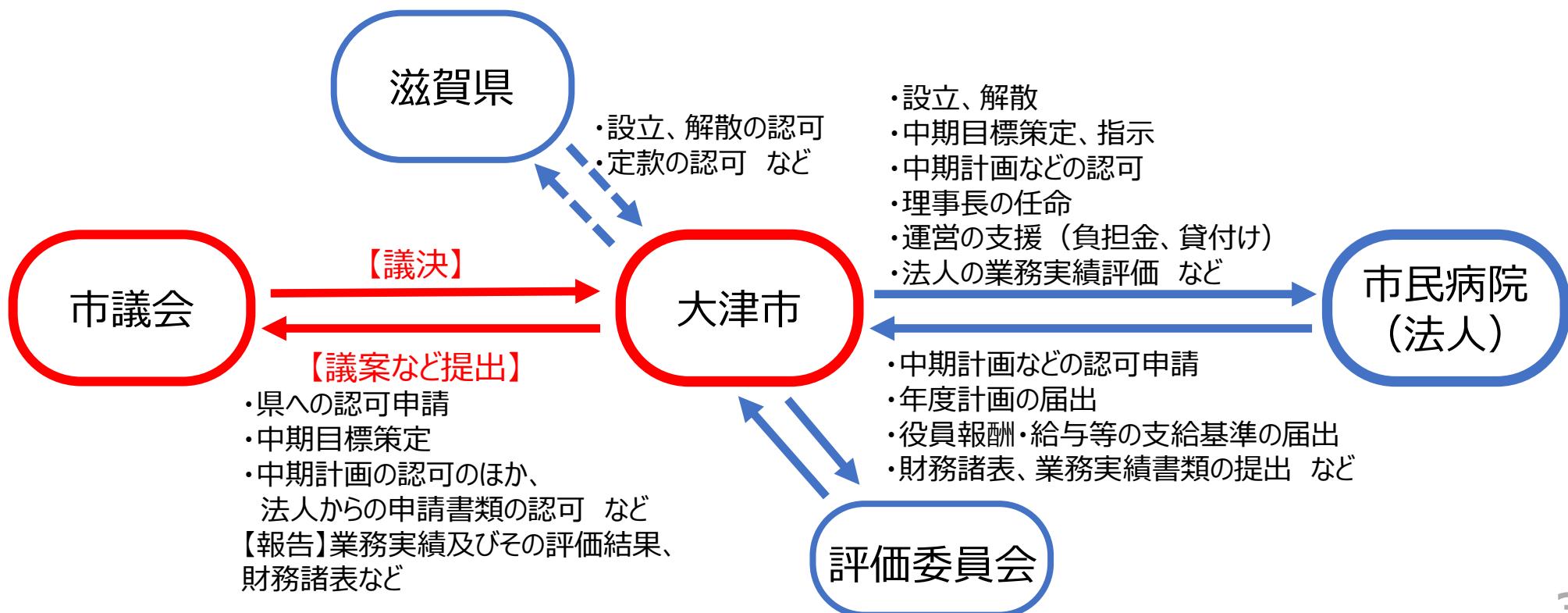
1 市と市民病院、市議会のかかわり

平成29年3月まで

- ① 市の機関の一部
- ② 地方公営企業法の一部適用

平成29年4月から

- ① 地方独立行政法人法の規定に基づき地方公共団体が設置した法人
- ② 法人の自律性・自主性を尊重



2 中期目標の策定について

(1) 地方独立行政法人法（抜粋）

(中期目標)

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。

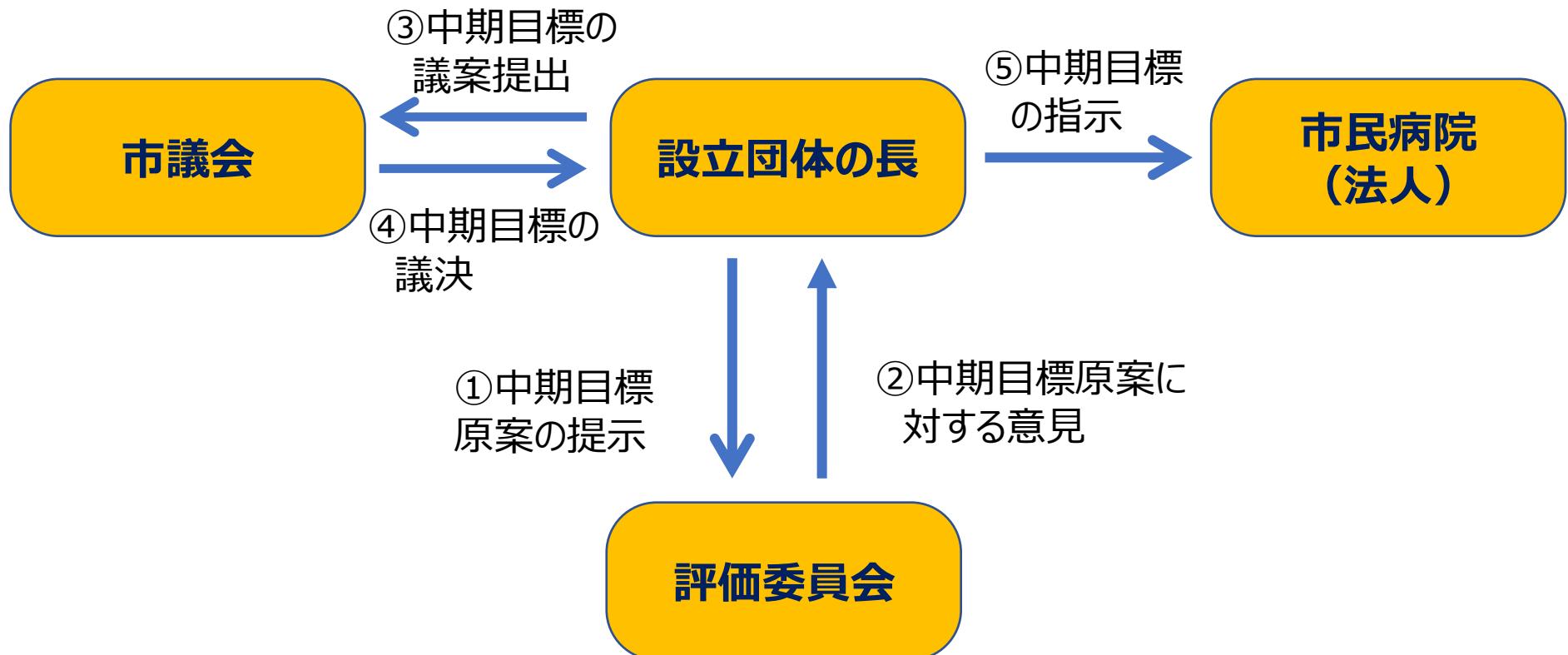
当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(2) 中期目標の策定等の流れ



(3) 【参考】第2期中期目標における各項でのサマリー

第2期中期目標の期間：令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

ア 医療サービスの質の向上

地域医療への貢献

地域の医療機関と連携し、信頼できる対応並びに患者や家族のQOL及びQODの向上を意識した治療に努める

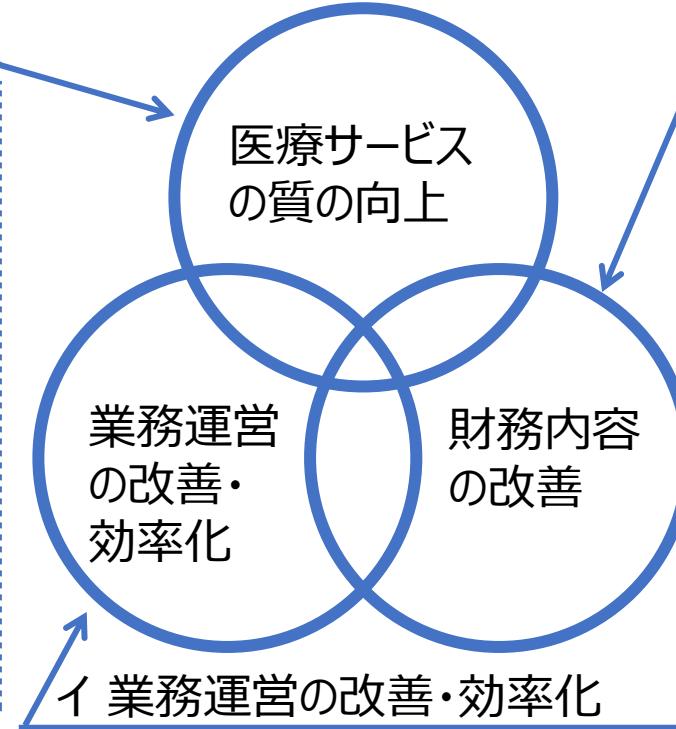
■市民病院としての役割

公立病院として圏域で不足する機能を補完し、市民に身近な病院としての役割を果たす

■地域の病院、診療所等との機能分化及び連携強化

■市民・患者への医療サービス

■医療の質の向上



ウ 財務内容の改善

持続可能な病院経営の実現

安定した財務運営により市民病院の経営基盤を一層強化

■収支バランスの適正化

⇒収入の安定的確保及び収益の最適化、支出及び費用の抑制

■運営費負担金

■目標期間内の収支見通し

抜本的な業務運営の改善

人的及び物的資源並びに情報などの経営資源を有効かつ効率的に活用すること

■経営の効率化⇒原価計算を基にした業務運営の改善、診療科目・病床数の適正化、労働生産性の向上、効率的かつ効果的な設備投資

■経営管理機能の充実⇒業務運営体制の強化、業務管理（リスク管理）の充実

■組織運営体制の強化と職員の意識変革⇒組織運営体制の強化、職員の意識変革、計画的な人材育成

3 中期計画の認可について

(1) 地方独立行政法人法（抜粋）

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額

四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

- 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

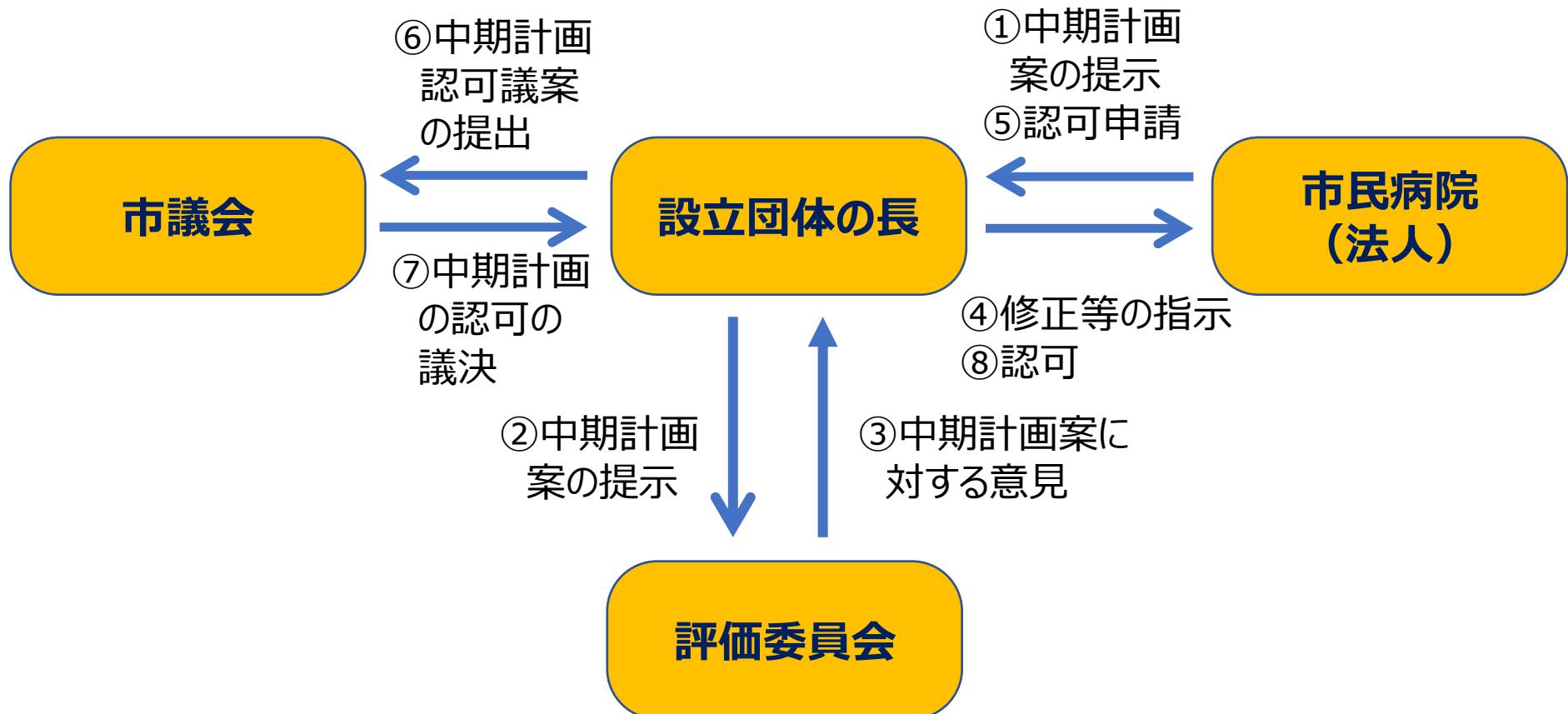
- 以下、省略 -

(料金及び中期計画の特例)

第八十三条 - 中 略 -

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(2) 中期計画の認可の流れ



委員会は、市長の諮詢に応じ、意見を述べるものとする

(根拠: 地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会条例第2条第1号)

(3) 【参考】第2期中期計画の構成

前文

第1 中期計画の期間

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

第5 予算、収支計画及び資金計画

第6 短期借入金の限度額

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

第8 剰余金の使途

第9 料金に関する事項

第10 地方独立行政法人市立大津市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第6条で定める事項

4 第3期中期目標策定、第3期中期計画の認可にかかる 令和6年度のスケジュール

No.	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	第3期中期目標の策定関係						パブ コメ	案 確定	議案 提出	議案 審議			
2	第3期中期計画の認可関係										認可 申請 受理	議案 提出	議案 審議
3	市議会（通常会議）評価委員会			6議 報告			8議 所管 事務 報告		11議			2議	

※省略して記載している名称の見方（例示）は次のとおり。

6議→6月通常会議 評1→第1回評価委員会 意見→評価委員会からの意見

※作業進捗などでスケジュールに変更が生じる場合がある。

中期計画の進捗状況

- ①令和5年度経営状況、②年度業績評価、
- ③第2期期間見込評価